

山梨県公報

第千六百九十九号

平成十八年

九月十四日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………六八五
- 道路の供用開始……………六八五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………六八五

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六八六
- 落札者等の決定について……………六八六
- 公共測量の実施……………六八六
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六八六

告示

山梨県告示第四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年十月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市大字石和町広瀬字前田二二三番の二	旧	七・九	七・九	二九・一

地先から
笛吹市大字石和町広瀬字前田二二三番の二
地先まで

新	九・〇	九・〇	二九・一
	九・〇	九・三	

山梨県告示第四百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年十月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中央市大字山之神字居村三三五	一 番地先から 中央市大字白井河原字上河原二〇番の一地先まで	一三〇・〇	平成十八年九月十四日

山梨県告示第四百七十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
南アルプス市鮎沢字前田一〇一八番九、一〇一八番一、一〇二番九
- 二 道路の幅員
最大六・〇二メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長

公 告

五六・〇五メートル

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十八年八月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨糖尿病研究会
 - 2 代表者の氏名 小林哲郎
 - 3 主たる事務所の所在地 中央市下河東千百十番地山梨大学医学部第三内科内
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、糖尿病を始めとした生活習慣病及び老年病に関する調査研究、人材育成及び普及啓発を推進すること、医療環境を改善し、市民の健康増進及び地域医療の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年八月三十日から同年十月二十九日まで

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る業務の名称及び数量

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）システム開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日

平成十八年八月八日
落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三番二号

四 落札金額

一億五千六百九十七万五千円

五 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

六 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十八年六月二十九日

七 公共測量の実施

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十八年九月四日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業期間 平成十八年十月二十三日から平成十九年三月二十三日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年九月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

韮崎市一ツ谷二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四の二、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四の二、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四の二、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四の二、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八及び二〇四九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

水道 路	次の図のとおり	公共施設の種類	位置及び区域
---------	---------	---------	--------

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び
 崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市湯村一丁目九番三十七号 滝田建材株式会社 代表取締役 瀧田雅彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番